

第三次 名護市土地利用計画

令和4年3月

名護市

はじめに

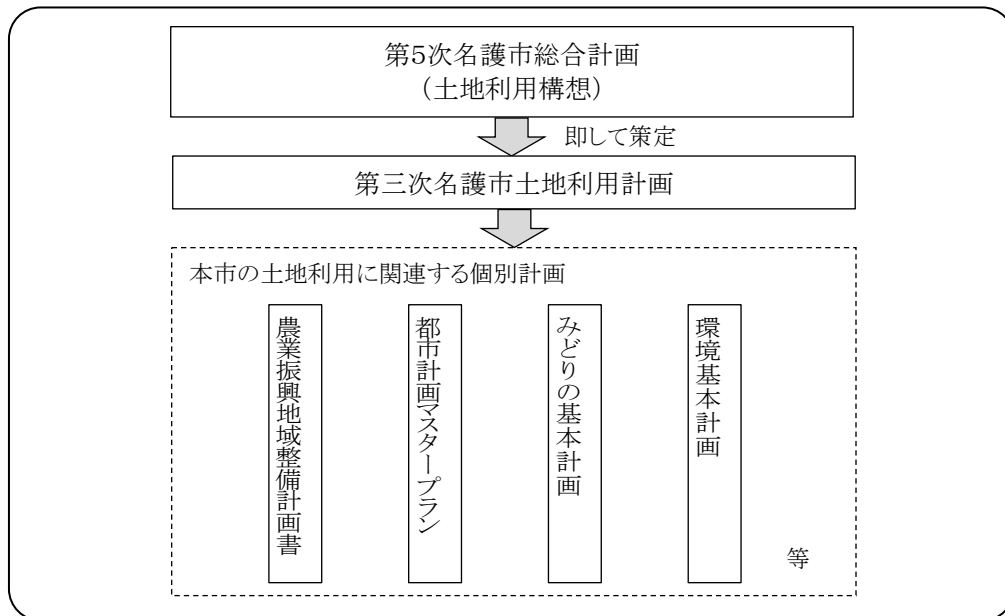
本計画の位置付け

本計画は、名護市総合計画基本構想の「土地利用構想」を具体化したものであり、名護市総合計画に即して策定し、本市の土地利用の基本的な方向付けを行うもので、本市の土地利用に関連する個別計画の上位に位置付けられる。

計画期間は、第5次名護市総合計画の計画終期と合わせ、令和4(2022)年度から令和11(2029)年度の7年間とする。

なお、本計画は、10年後の人口減少や少子高齢化の進行等、名護市を取り巻く社会情勢の変化や環境の変化等を踏まえ、必要に応じて個別計画により見直しを行うこととする。

■土地利用計画の位置付け



第二次名護市土地利用計画との変更点

第二次名護市土地利用計画（以下、「第二次計画」という）では、地籍一筆ごとを対象として土地利用方針を定め、5千分の1の地籍図を用いた土地利用計画図を作成した。本計画では、土地利用計画は本市の土地利用の基本的な方向付けを行う性格の計画であることに鑑み、一筆ごとではなく、市域を大まかにゾーニングした単位で土地利用の基本的な方針を定め、概念図として土地利用計画図を定めるものとする。

地域別計画についても、第二次計画では17の住区ごとにまちづくり構想を定めたが、本計画では、第5次名護市総合計画の地域別計画に基づき、5地域（名護・羽地・屋部・久志・屋我地）の区分に変更し、土地利用の基本的な方針を定める。

【目 次】

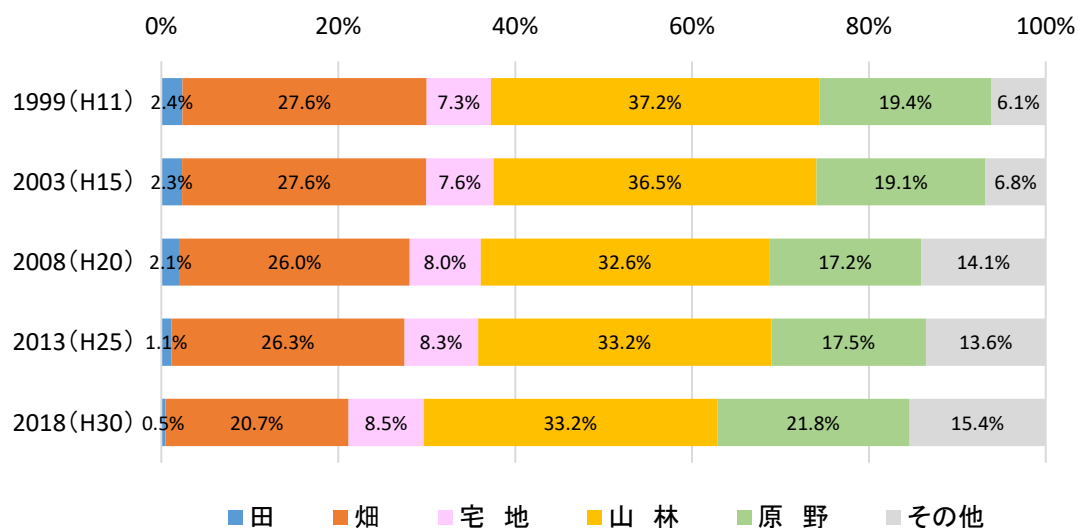
1. 土地利用の現状	1
1.1. 土地利用現況の整理	1
1.2. 上位関連計画の整理	7
2. 土地利用の課題	18
2.1. 市全体の課題	18
2.2. 地域別の課題	20
3. 土地利用計画	28
3.1. 土地利用区分	28
3.2. ゾーン別土地利用方針	31
3.3. 拠点別土地利用方針	32
3.4. 土地利用計画図	33
4. 地域別土地利用計画	34
4.1. 名護地域	34
4.2. 羽地地域	34
4.3. 屋部地域	35
4.4. 久志地域	36
4.5. 屋我地地域	36

1. 土地利用の現状

1.1. 土地利用現況の整理

1.1.1. 地目別土地面積の推移

- ・地目別土地面積の構成割合で最も多いのは山林となっている。
- ・推移を見ると、田、畑、山林が減少し、宅地、その他（池沼、牧場、雑種地）が増加している。

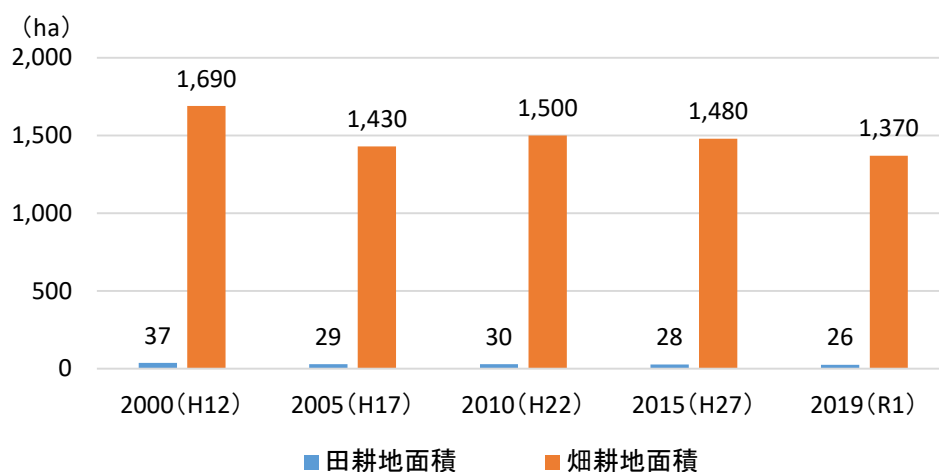


資料：沖縄県統計年鑑（市町村別地目別評価面積）

図 1-1 地目別土地利用の推移

1.1.2. 耕地面積の推移

- ・市全域の耕地面積の推移を見ると、田、畑ともに減少傾向にある。
- ・耕地面積全体では、2000年（平成12年）から2019年（令和元年）にかけて330ヘクタールの減少となっている。



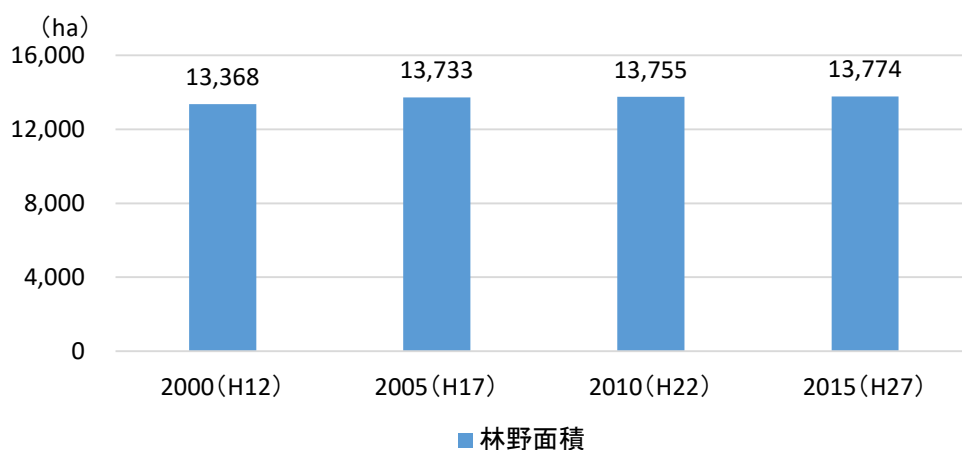
資料：農林水産省「面積調査」

図 1-2 耕地面積の推移

1.1.3. 林野面積の推移

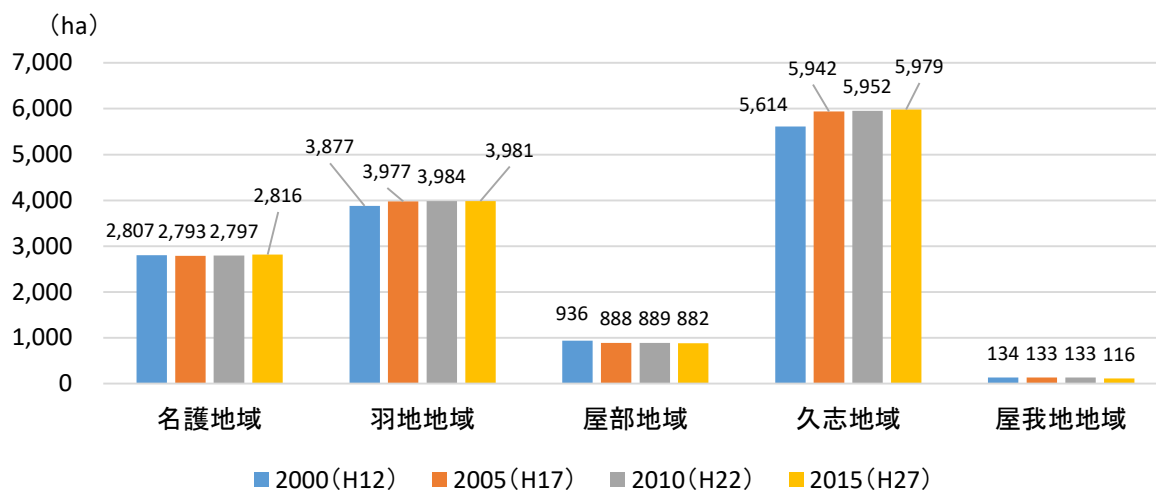
- ・市全域の林野面積の推移を見ると、やや増加傾向にある。
- ・地域別では、羽地地域、久志地域で増加傾向にある。

※林野面積は、現況森林面積に森林以外の草生地（野草地）の面積を加えた面積のこと。



資料：農林水産省「農林業センサス」

図 1-3 林野面積の推移



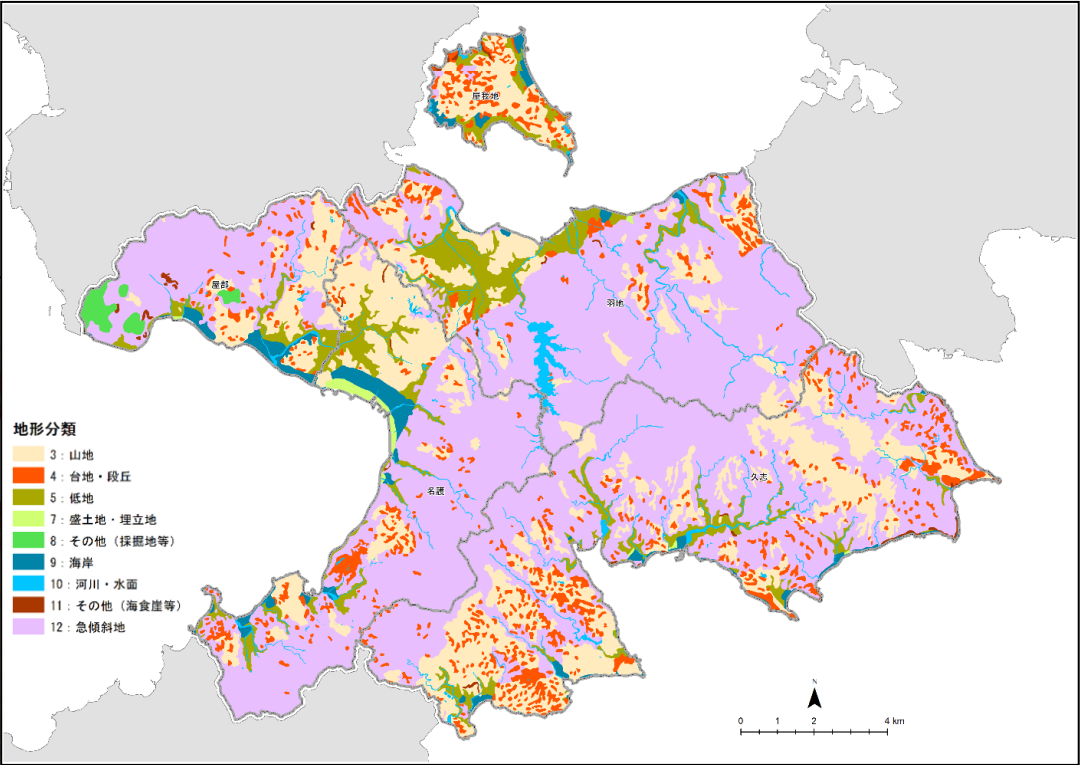
資料：農林水産省「農林業センサス」

図 1-4 地域別林野面積の推移

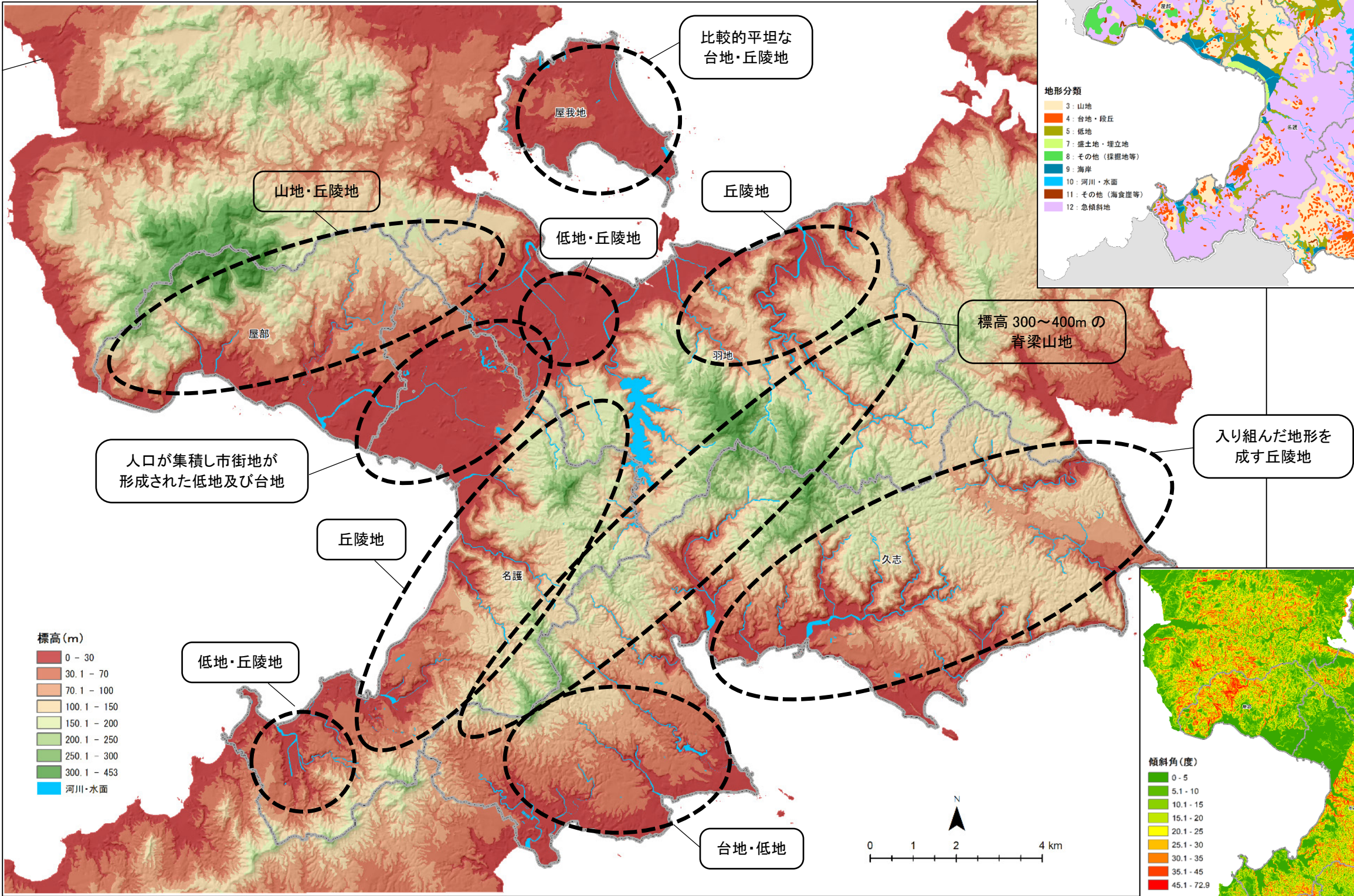
1.1.4. 標高及び地形

- ・ 標高 300m～400m級の脊梁山^{せきりょう}地が北東から南西に走り、それらの山々を水源とする多くの河川が太平洋と東シナ海に注いでいる。
- ・ 脊梁山^{せきりょう}地の東西は、丘陵地や台地、低地となっている。

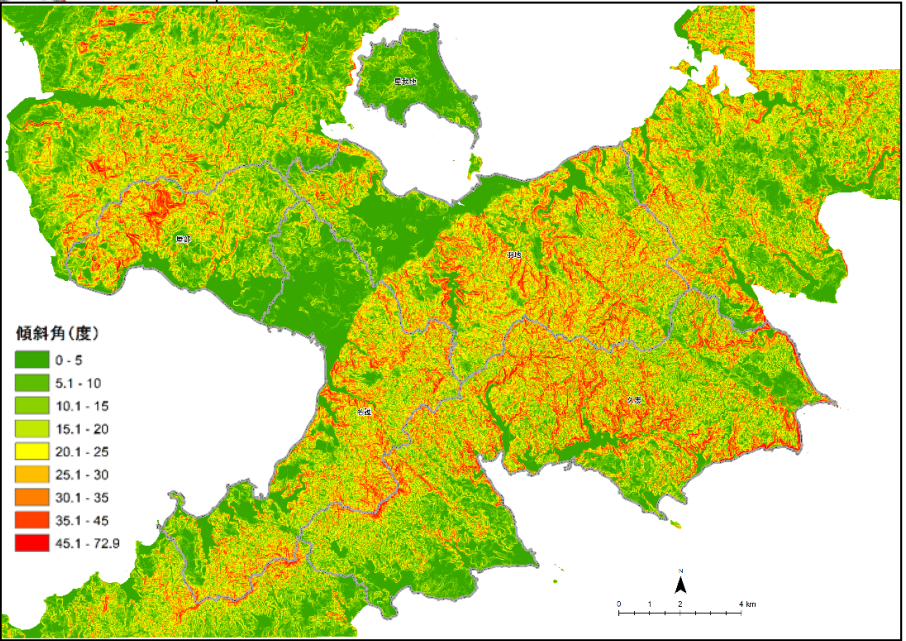
■名護市の地形分類



■名護市及び周辺の標高 (m)



■名護市及び周辺の傾斜角 (度)

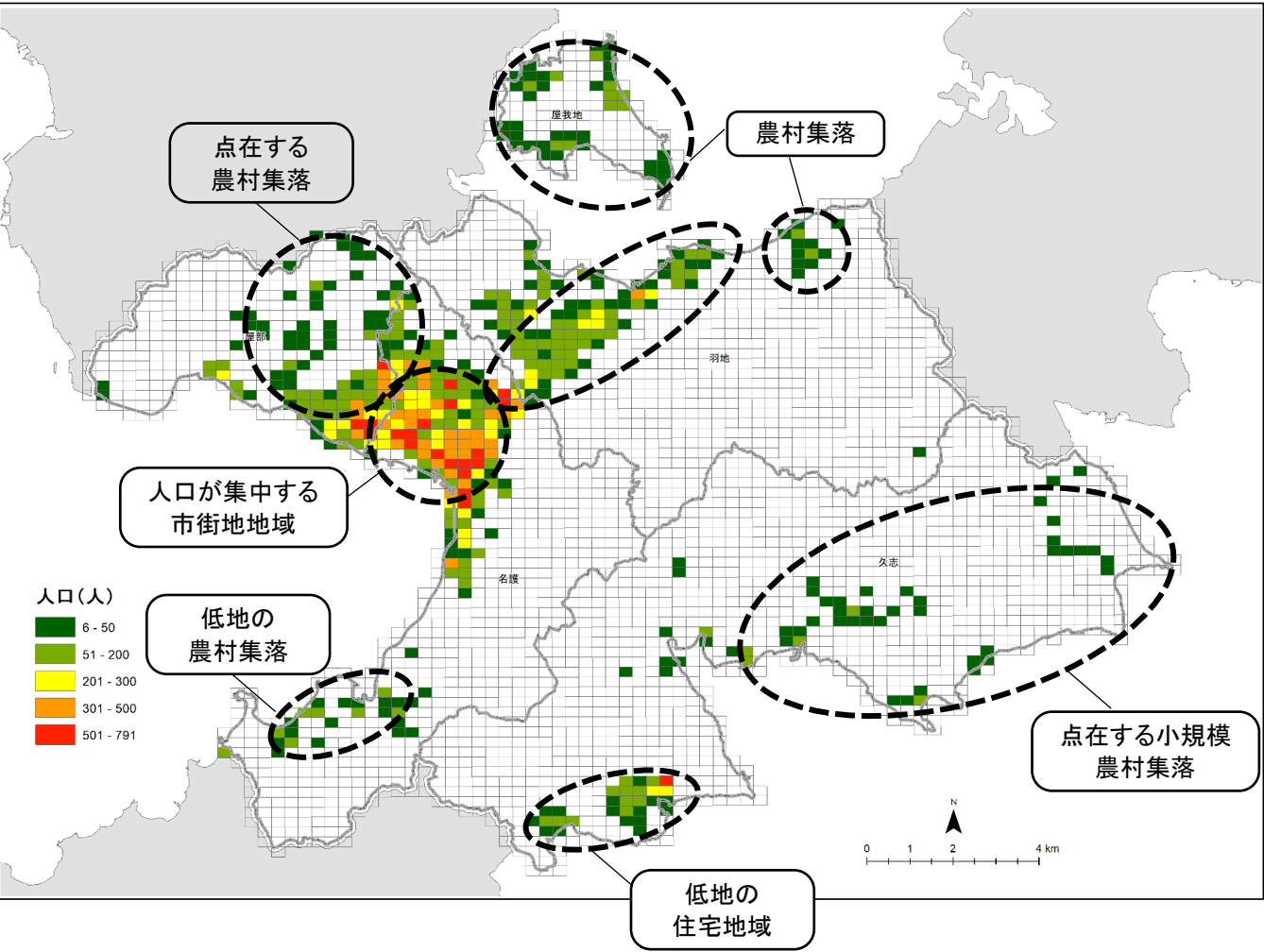


1.1.5. 人口及び集落分布

平成 27（2015）年の国勢調査より、「人口等基本集計に関する事項」を用いて、約 250m×250m の矩形（以下、250m メッシュと呼ぶ）単位で居住人口及び 65 歳以上人口割合を集計した。

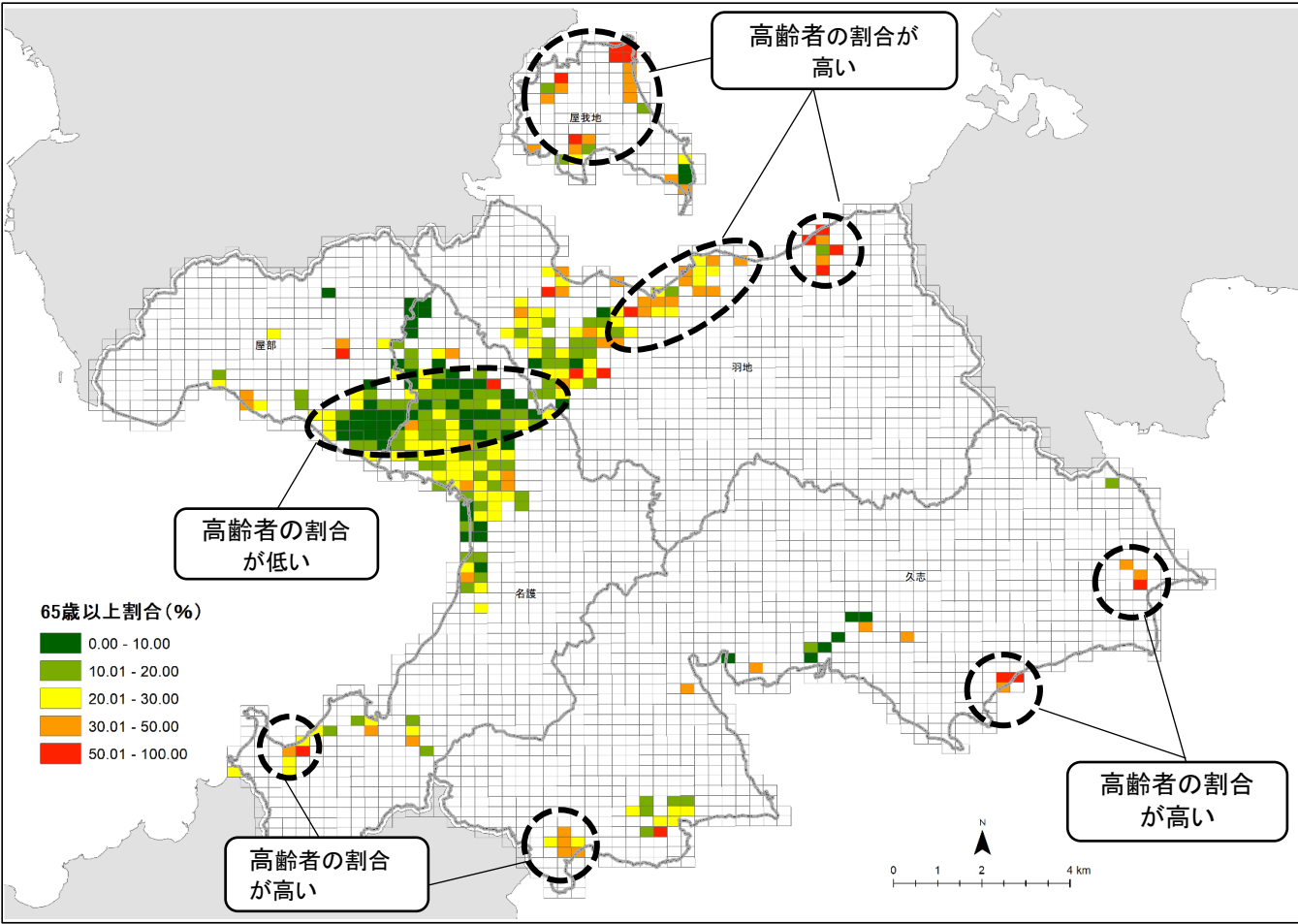
■250m メッシュ単位 居住人口（人）

- ・名護地域に人口が集中している。
- ・その地域では、集落や住宅地が分散して形成されている。



■250m メッシュ単位 65 歳以上人口の割合（％）

- ・名護地域及び屋部地区の一部（宇茂佐の森等の名護地域に接する部分）で高齢者の割合が高い。
- ・その他の地域では、高齢者の割合が高い集落が点在している。

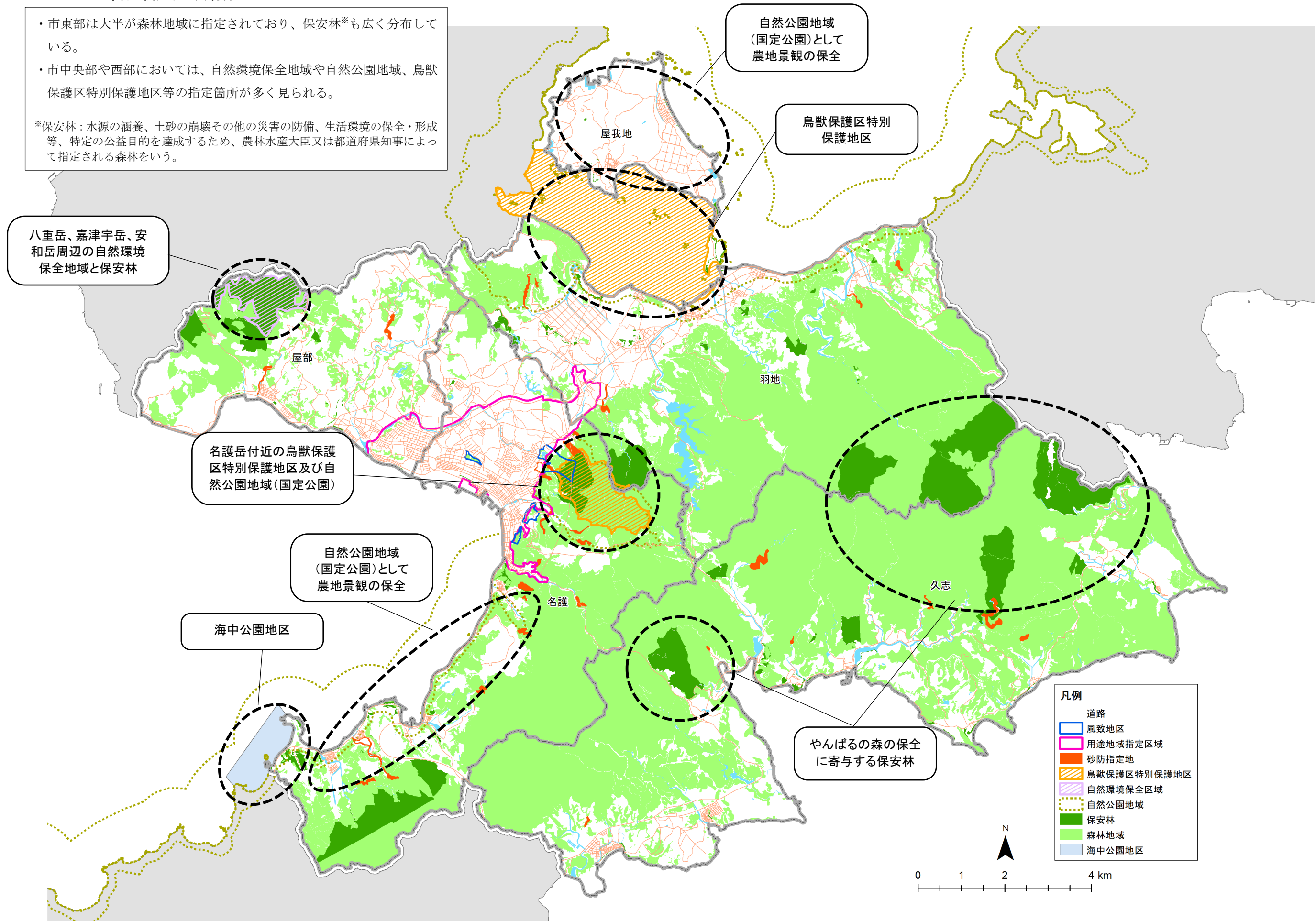


注：居住人口が極端に少ないメッシュでは 65 歳以上人口数が秘匿されているため、計算不可のメッシュがある

1.1.6. 土地・環境に関連する法規制

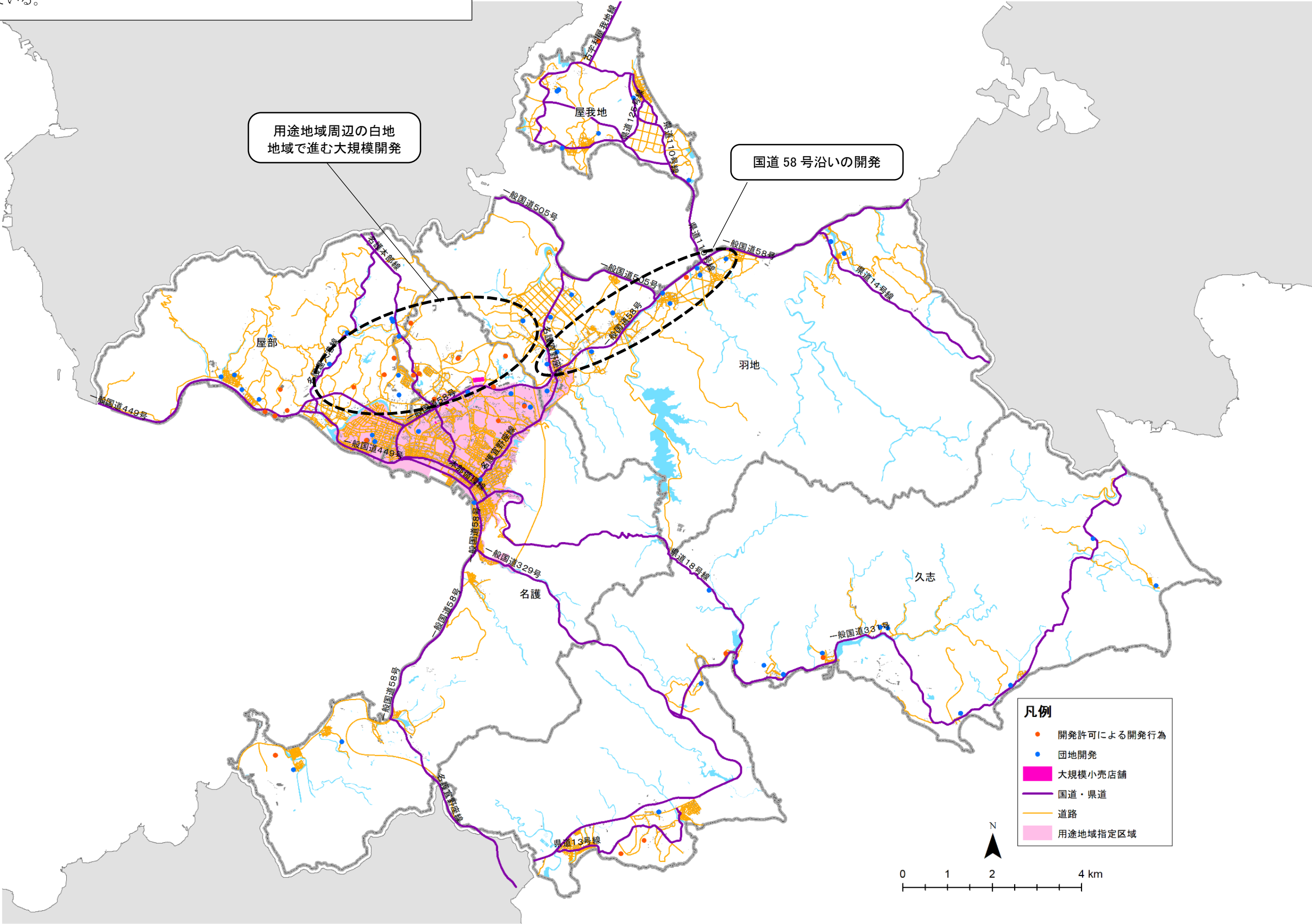
- ・市東部は大半が森林地域に指定されており、保安林[※]も広く分布している。
- ・市中央部や西部においては、自然環境保全地域や自然公園地域、鳥獣保護区特別保護地区等の指定箇所が多く見られる。

[※]保安林：水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林をいう。



1.1.7. 地域開発の状況

・用途地域周辺の白地地域において、開発許可による開発行為や団地開発が多くなっている。



1.2. 上位関連計画の整理

1.2.1. 総合計画

計画名称	第5次名護市総合計画
策定年	令和2（2020）年3月
計画期間	令和2（2020）年度～令和11（2029）年度
まちづくりのテーマ	つなぎ、創る・しなやかな未来
土地利用にかかわる方針	<土地利用構想> <u>1. 豊かな自然生態系と共生する土地利用</u> ・豊かな自然環境に配慮した土地利用を基本原則とします。 ・森林や河川環境を守り育てるとともに、海域の汚染を抑制するよう配慮した土地利用を目指します。 ・海岸地域や丘陵地域における浸食や崩壊を防ぎながら、海岸保全地域や保安林、風致林等についても適正な保全を図り、景観に配慮しながら豊かな自然を活かした土地利用を目指します。 <u>2. 都市機能の集約と農村地域の発展</u> ・北部圏域の住民ニーズに応えうる高次都市機能を備えた安全で快適な土地利用を目指します。 ・農村地域においては、農業振興や定住人口及び交流人口の受け入れ等、地域がそれぞれの特徴を活かしながら発展できるような活力と安らぎのある土地利用を目指します。 ・中心市街地に隣接する名護湾沿岸に配置される「名護漁港」や「名護浦公園（21世紀の森）」、宇茂佐海岸などにおいて、名護市の特徴を活かしつつ、市民生活エリアとの棲み分けを図った観光機能や、北部地域全体に繋がる交通結節点機能の充実を図ることで、北部地域全体へ波及していく産業振興及び定住促進の取組みを進める土地利用を目指します。 ・それぞれの土地が有している特性を活かしながら、居住環境や農林水産業及び商工業、観光業等の生活環境や経済活動を支える土地利用を目指します。 <u>3. 土地利用の規制・誘導</u> ・土地の利用にあたっては、公共の福祉を実現する観点から、必要に応じて各々の個別計画に基づく利用規制や適正利用への誘導を進めます。 ・名護市の土地利用の方向性については、現在の土地利用状況や地域条件を踏まえつつ、全体の土地利用についての共通認識を図り、各部署の個別計画の策定に取組みます。

計画名称		第 5 次名護市総合計画 地域別計画						
策定年		令和 2（2020）年 3 月						
計画期間		令和 2（2020）年度～令和 11（2029）年度						
地域の特徴・まちづくりの方向性	名護地域	＜主な特徴＞ ・古くから北部の交通の要衝として栄え、商業、医療、教育、観光レクリエーション、行政等の都市機能が集積し、名護市の 6 割の人口が集中する中心地。 ＜地域のありたい将来像＞ ○人・まち・自然いいとこどり名護 ＜まちづくりの方向性（地域のありたい姿）＞ ※土地利用に関連付けられる項目のみ抜粋 <table><tr><td>自然</td><td>・自然の大切さを学び安全に活用する ・観光エリアを明確にして豊かな自然資源を保全・活用する</td></tr><tr><td>交通環境</td><td>・まちを気軽に巡れる環境づくり ・免許返納後も移動しやすい環境の整備</td></tr><tr><td>産業</td><td>・賑わいをうみだす市場・商店街・地域商店 ・だれもが仕事を見つけやすいまち ・観光客が何度も来たくなるようなまち</td></tr></table>	自然	・自然の大切さを学び安全に活用する ・ 観光エリアを明確にして豊かな自然資源を保全・活用する	交通環境	・まちを気軽に巡れる環境づくり ・免許返納後も移動しやすい環境の整備	産業	・賑わいをうみだす市場・商店街・地域商店 ・だれもが仕事を見つけやすいまち ・観光客が何度も来たくなるようなまち
	自然	・自然の大切さを学び安全に活用する ・ 観光エリアを明確にして豊かな自然資源を保全・活用する						
交通環境	・まちを気軽に巡れる環境づくり ・免許返納後も移動しやすい環境の整備							
産業	・賑わいをうみだす市場・商店街・地域商店 ・だれもが仕事を見つけやすいまち ・観光客が何度も来たくなるようなまち							
羽地地域	＜主な特徴＞ ・市街地の北部に位置し、広い地域内には農業基盤が整備され、比較的大規模な農地が広がっている。北側は羽地内海に面し、南側はやんばるの森という自然豊かな地域。 ＜地域のありたい将来像＞ ○シチマンタル～羽ばたけ地域の宝物 つながり育む地元愛～ ＜まちづくりの方向性（地域のありたい姿）＞ ※土地利用に関連付けられる項目のみ抜粋 <table><tr><td>暮らし</td><td>・農業の盛んな地域 ・豊かな自然を残しつつ、元気な地域 ・若者の仕事があり、若者が活躍できる地域</td></tr></table>	暮らし	・ 農業の盛んな地域 ・豊かな自然を残しつつ、元気な地域 ・若者の仕事があり、若者が活躍できる地域					
暮らし	・ 農業の盛んな地域 ・豊かな自然を残しつつ、元気な地域 ・若者の仕事があり、若者が活躍できる地域							

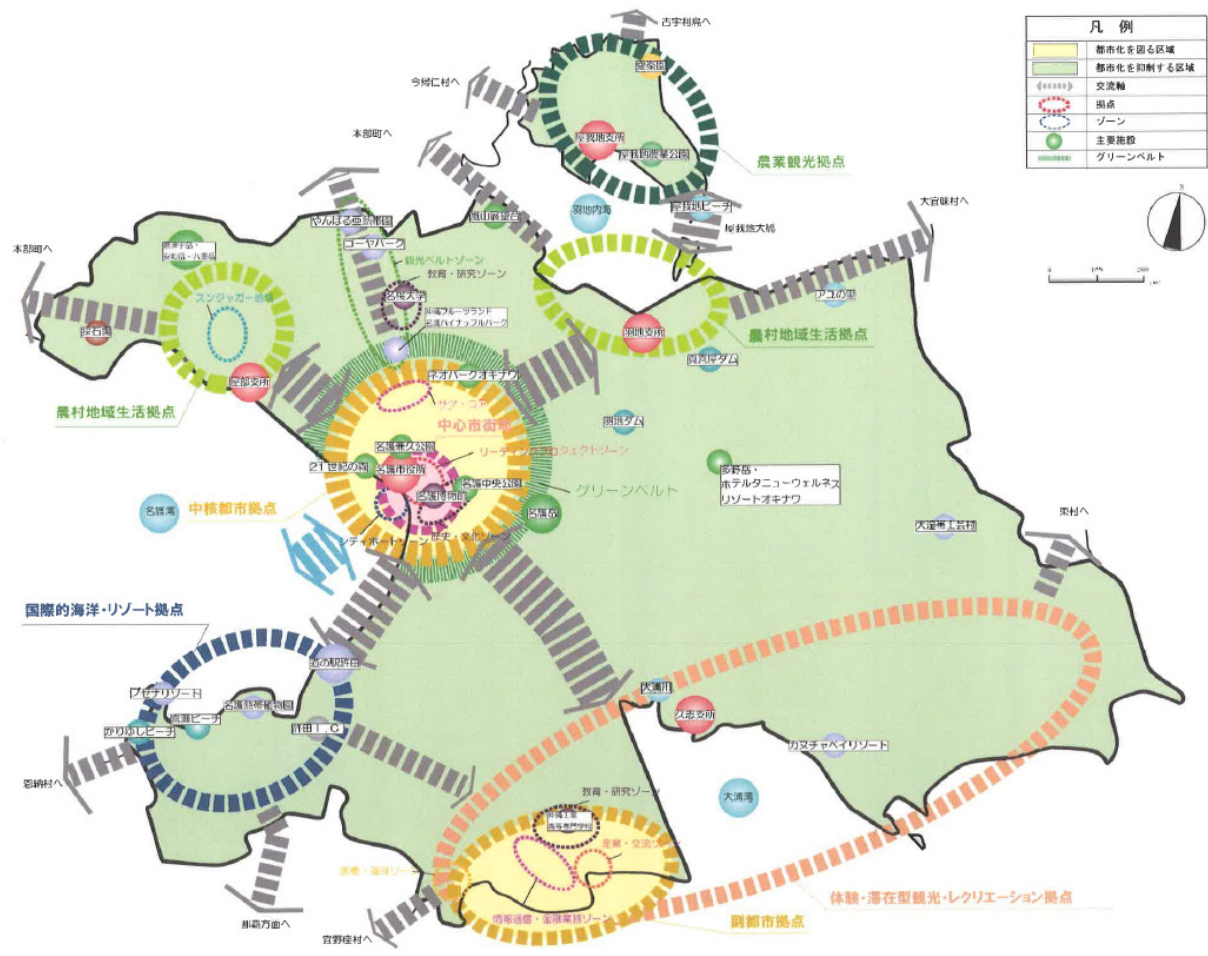
1.2.2. 農業振興地域整備計画書

計画名称	名護農業振興地域整備計画書
策定年	平成 29（2017）年 1 月
計画期間	—
土地利用の 基本方針	i) 山地部分については、環境保全・景観保全に配慮した土地利用を図る。 ii) 丘陵・段丘部分については、土地改良事業等及び既畑を含む事業を終えた農地の利活用を推進するとともに、現在、タンカン、シークワサー等の果樹栽培が行われているところでは、農地保全型の土地改良を推進する。また、農用地への影響を最小限に抑えつつ、急斜面地等の森林保護及び自然環境の保全、赤土等の流出防止を図りながら住宅地・工場用地・リゾート用地等の確保を図る。 iii) 低地部分では、環境保全・景観維持の観点も加えつつ、集団優良農地の確保に努め、市街地・集落等の計画的利用を勘案しつつ、花き・野菜等集約的農業の推進とハウス・集出荷場・共同作業場等の農業近代化施設の積極的導入を図る。

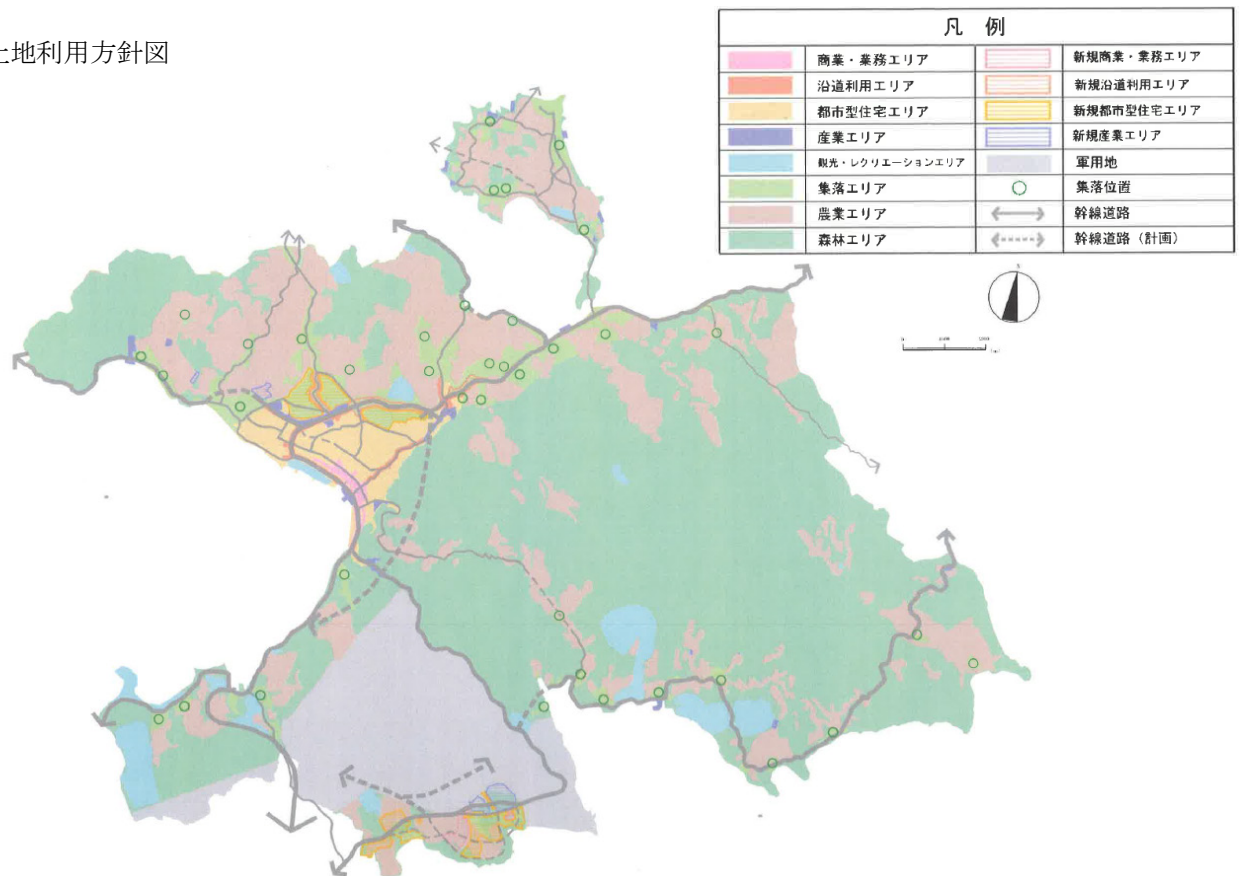
1.2.3. 都市計画マスタープラン

計画名称	都市計画マスタープラン
策定年	平成 18（2006）年 8 月 ※ 令和 4（2022）年度改定予定
計画期間	平成 18（2006）年度～令和 2（2020）年度
土地利用上の課題	1. 用途地域周辺の白地地域における計画的土地利用誘導 ・用途地域周辺では、土地利用の規制が比較的緩い白地地域が広範囲に分布している。これらの地域では、都市基盤整備が整わないまま住宅や大型店舗等の立地が進み、市街地拡大の受け皿となっていることから、無秩序なスプロール化の恐れがある。 ・都市的土地利用を図る地域においては都市基盤整備とあわせて、周辺環境に配慮しつつ計画的な土地利用誘導を図る。 ・自然的土地利用を図る地域においては白地地域のさらに外側に広がる農業地域や森林地域と一体的に農村地域としての保全を図る必要がある。 2. 開発型土地利用から保全型土地利用への転換 ・優れた環境を守り、子々孫々受け継いでいくことは重要な責務であることから、積極的な保全と再生を図る必要がある。 ・開発行為等による森林や水源地の破壊、赤土の流出等による自然環境の悪化が懸念されていることから、これらの問題に対する対策を講じる必要がある。 3. 農村地域におけるやんばる型土地利用の保全 ・農村地域では、海や山に囲まれた平坦な土地に農地と集落が共生したやんばる型土地利用が営まれている。 ・これらの地域では、周辺の自然環境を保全・活用するとともに、農業基盤の維持や優良農地の保全、観光業との連携等による多角的な農業展開等により農業を促進し、地域のコミュニティを含め暮らしよい農村環境の保全を図りながら、各地域の特色を活かした持続的発展を図る必要がある。
将来都市像	<将来都市像> 豊かな自然と魅力ある都市機能が調和した 共生・自治・能動するまち・名護 <基本方針> 1. コンパクトシティの形成と地域の特徴を活かしたまちづくり 2. 小さな世界都市を目指した魅力ある持続可能なまちづくり 3. やんばるの自然と地域資源を守り育てるまちづくり 4. 安全で豊かな生活環境の創出と地域コミュニティを継承するまちづくり

■将来都市構想図



■土地利用方針図



地域別構想

7つの地域に区分して、
地域別構想が設定されている。

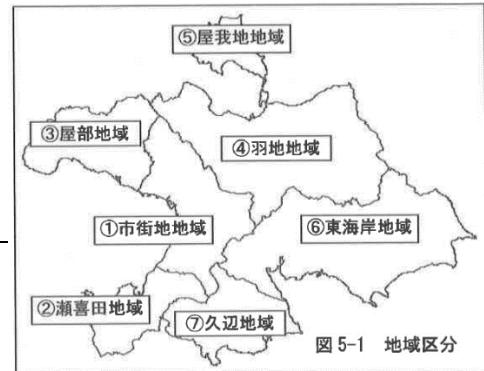


図 5-1 地域区分

①市街地地域

地域の将来像	にぎわいと多様性あるまちなかの魅力と 快適で利便性の高い暮らしが共存した北部の中心地
基本方針	①コンパクトシティ実現のため都市機能を集約した中心市街地の形成を図る ②歴史・文化資源の活用と商業・業務機能の再生、歩いて楽しめるまちなか観光の実現による中心市街地の活性化を図る ③既存住宅地の居住（アメニティ）機能の再生と向上、新規住宅地の計画的な土地利用誘導を図る ④集落地の白地地域を中心とした未利用地の有効活用と生活基盤の適切な整備を図る ⑤段階的交通体系の確立による広域交通と地域内交通の整除を図る ⑥都市計画公園の整備促進と市街地内における緑地の保全を図る ⑦都市型産業の促進による就業の場の確保を図る ⑧農業基盤の維持・保全と、遊休農地を活かした農業体験・学習や貸し農園等の促進による農業の活性化を図る ⑨水源地保全、土砂災害防止のため森林の保全を図る ⑩まちなか・沿道・自然景観形成の促進を図る

②瀬喜田地域

地域の将来像	海洋リゾートと豊かな水と緑を活かし、 人々の交流を促進する北部の玄関地域
基本方針	①現在の集落環境の維持と適切な生活基盤の整備を図る ②集落周辺の白地地域を中心とした未利用地の有効活用を図る ③観光リゾート機能の強化、水辺環境の活用、農業との連携等による地域全体での観光業の促進を図る ④農業基盤の維持・保全と、遊休農地を活かした農業体験・学習や貸し農園等の促進による農業の活性化を図る ⑤名護市の玄関として集落内や幹線道路沿道の景観の保全・向上を図る ⑥水源地となっており優れた自然資源である森林の保全を図る ⑦許田漁港周辺の赤土流出防止対策の強化を図る

地域別構想	③屋部地域	
	地域の将来像	海と山に囲まれた、多様な暮らしを実現する地域
	基本方針	①宇茂佐地区において 土地区画整理事業や地区計画等の導入による地域づくり を図る ②集落地において生活基盤の充実を図りながら、各集落の特色を活かした地域づくりを図る ③集落地の白地地域を中心とした未利用地の有効活用を図る ④国道 449 号バイパス沿いの計画的土地利用及び 採石場周辺を含めた沿道景観の形成 を図る ⑤河川沿いの親水空間の創出を図る ⑥水源地であり貴重種が生息する森林の保全を図る ⑦果樹栽培を中心とした農業活動の活性化を図る
	④羽地地域	
	地域の将来像	自然と農業を育む環境づくりと地域資源を活かした農村生活地域
	基本方針	①現在の集落環境の維持と生活基盤の適切な整備を図る ②集落周辺の白地地域を中心とした未利用地において住宅地、農地等による有効活用を図る ③ 国道 58 号沿道における沿道利用の適切な誘導 を図る ④地域の歴史・文化資源の保全・活用を図る ⑤仲尾次・真喜屋内水面の埋め立て検討と地域住民との協働による農林漁業及び地域の活性化のための有効活用を図る ⑥農業基盤の維持・保全を図るとともに、遊休農地を活かした農業体験・学習や貸し農園等の促進と担い手育成を図る ⑦羽地内海等の優れた海洋環境の保全と活用を図る ⑧水源地や河川の水質保全のための森林保全を図る
	⑤屋我地地域	
	地域の将来像	豊かな自然資源と優れた営農環境があふれる農業観光の島
	基本方針	①緑地の保全や生活基盤の適切な整備を行い、農漁村集落としての住環境の保全を図る ②集落周辺の白地地域等の未利用地においては、住宅地や農地、観光施設等による有効活用を図る ③広域観光ルートとなる県道 110 号線バイパス等の沿道における適正な土地利用の誘導と周遊観光のための景観形成を図る ④オヒルギ林や防風林等の海岸植生やビーチ等の海洋環境の保全・活用を図る ⑤農業基盤の維持・保全と担い手育成等による持続的な農業の展開を図る ⑥ 屋我地地域全体における農業観光機能の強化 を図る

地域別構想	⑥東海岸地域	
	地域の将来像	二見以北 10 区の連携による顔の見えるコミュニティの再生と心温まる体験・滞在を実現する地域
	基本方針	①二見以北 10 区が連携した体験・滞在型環境の創出を図る ②緑地の保全や防災機能の向上、生活基盤の適切な整備等を行うことにより、良好な集落環境の保全を図る ③豊かな自然環境を活かした自然体験・学習や、貸し農園等を展開することにより体験・滞在型観光や移住者受け入れ体制の強化を図る ④ 水源地であり貴重種の生息する森林の保全 を図る ⑤美しい海洋景観の保全と集落地域の景観形成を図る
	⑦久辺地域	
	地域の将来像	21 世紀モデル都市の創造（地域の活力を導く 21 世紀型産業の振興と人々が安心して住めるまちづくり）
	基本方針	【辺野古区】 ①魅力ある交流空間、生活環境の形成 ②高専を中心とした持続性、継続性のあるまちの形成 ③地域住民と高専の学生や新規住民が交流できるまちの形成 【豊原区】 ① 情報通信・金融関連産業拠点 の形成 ②自然環境との共生によるまちづくり ③新たなコミュニティを構築するまちづくり ④住民管理による持続的、段階的なまちづくり 【久志区】 ①医療福祉ゾーンに関する整備の重視 ② レクリエーションゾーン に関する整備の重視 ③自然環境の再生と被害の防止策 ④生活環境・基盤の充実 ⑤まちづくり将来計画に関する基盤の構築

1.2.4. みどりの基本計画

計画名称	名護市みどりの基本計画																
策定年	平成 25（2013）年 3 月																
計画期間	平成 25（2013）年度～令和 4（2022）年度																
基本理念	市民・事業者・行政の協働により、みどりを守り、創り、育て、活かす																
みどりの将来像	やんばるの豊かな自然が育む 水、花、緑と笑顔があふれるまち 名護																
■みどりの将来像図 凡例 <table border="1"> <tr> <td>自然豊かな山並み</td> <td></td> </tr> <tr> <td>身近な緑としての農地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>緑や花にあふれた市街地や集落</td> <td></td> </tr> <tr> <td>みちの緑</td> <td></td> </tr> <tr> <td>まちの緑</td> <td></td> </tr> <tr> <td>水辺の緑</td> <td></td> </tr> <tr> <td>緑の拠点</td> <td></td> </tr> <tr> <td>水辺の拠点</td> <td></td> </tr> </table>		自然豊かな山並み		身近な緑としての農地		緑や花にあふれた市街地や集落		みちの緑		まちの緑		水辺の緑		緑の拠点		水辺の拠点	
自然豊かな山並み																	
身近な緑としての農地																	
緑や花にあふれた市街地や集落																	
みちの緑																	
まちの緑																	
水辺の緑																	
緑の拠点																	
水辺の拠点																	
地域別のみどりの方針	7つの地域に区分して、みどりの方針が設定されている。 ①市街地地域 <table border="1"> <tr> <td>みどりづくり の視点</td><td> ◇名護岳等のやんばるの森を守ろう ◇身近なみどりを充実させよう ◇市のシンボルとなるみどりを創ろう ◇水、花、緑をつなげよう ◇季節の花や海浜リゾートの景観等を活用したまちづくりを進めよう </td></tr> </table> ②瀬喜田（三共）地域 <table border="1"> <tr> <td>みどりづくり の視点</td><td> ◇海辺や山並み等の美しいみどりを守ろう ◇水や緑の資源を活用したまちづくりを進めよう ◇おもてなしのみどりを育もう </td></tr> </table>	みどりづくり の視点	◇名護岳等のやんばるの森を守ろう ◇身近なみどりを充実させよう ◇市のシンボルとなるみどりを創ろう ◇水、花、緑をつなげよう ◇季節の花や海浜リゾートの景観等を活用したまちづくりを進めよう	みどりづくり の視点	◇海辺や山並み等の美しいみどりを守ろう ◇水や緑の資源を活用したまちづくりを進めよう ◇おもてなしのみどりを育もう												
みどりづくり の視点	◇名護岳等のやんばるの森を守ろう ◇身近なみどりを充実させよう ◇市のシンボルとなるみどりを創ろう ◇水、花、緑をつなげよう ◇季節の花や海浜リゾートの景観等を活用したまちづくりを進めよう																
みどりづくり の視点	◇海辺や山並み等の美しいみどりを守ろう ◇水や緑の資源を活用したまちづくりを進めよう ◇おもてなしのみどりを育もう																

地域別のみどりの方針	③屋部地域	
	みどりづくりの視点	◇嘉津宇岳等のやんばるの森や美しい里山風景を守ろう ◇水と緑をつなげ、新たな魅力あるみどりを創ろう ◇水や緑の資源を活用し、みどりのコミュニティを広げよう
	④羽地地域	
	みどりづくりの視点	◇やんばるの森や穏やかな羽地内海等の貴重なみどりを守ろう ◇花や緑があふれる親水空間や沿道景観を創ろう ◇水、花、緑や広大なタープクを活用したまちづくりを進めよう
	⑤屋我地地域	
	みどりづくりの視点	◇海辺等の貴重な自然を守ろう ◇水、花、緑、農の資源を活用したまちづくりを進めよう
	⑥東海岸地域	
	みどりづくりの視点	◇やんばるの森や海辺等の貴重なみどりを守ろう ◇水、花、緑の資源を活用したまちづくりを進めよう ◇おもてなしのみどりを育もう
	⑦久辺地域	
	みどりづくりの視点	◇都市景観が楽しめる沿道空間を創ろう ◇みどりのコミュニティを広げよう

2. 土地利用の課題

2.1. 市全体の課題

- (1) 豊かな自然環境及び良好な生活環境に配慮した土地利用
- (2) 「やんばるの森」玄関口として広がる森林地域の保全と活用
- (3) 人口が集中する用途地域内の適正な土地利用
- (4) 開発に対する適切な土地利用コントロール
- (5) 本市及び北部圏域を牽引する魅力ある中心市街地の再生
- (6) 今後加速する農村集落の少子高齢化への対応
- (7) 農業振興及び定住促進の取組を進める土地利用
- (8) 山と海の景観を活かした観光・レクリエーション拠点の形成並びに、地域との共生のためのルール作り
- (9) 指定文化財（天然記念物を含む。）及び埋蔵文化財包蔵地の保全

(1) 豊かな自然環境及び良好な生活環境に配慮した土地利用

多野岳、名護岳、嘉津宇岳の山々と太平洋、東シナ海の2つの海に面し、大小多くの河川が発達するなど、豊かな自然環境に恵まれている。こうした豊かな自然環境と調和しながら、安全で安心できる住みよい生活環境と文化が受け継がれてきた。

本市の財産である豊かな自然を次代に継承し、今後も安全・安心・文化的な生活環境を創造していくため、豊かな自然環境と良好な生活環境に配慮した土地利用を推進する必要がある。

(2) 「やんばるの森」玄関口として広がる森林地域の保全と活用

本市は、世界自然遺産に指定された「やんばるの森」の玄関口として広大な森林が存在し、それらは水源涵養や貴重な動植物の生息空間としての機能も果たしているが、その豊かな自然環境が失われつつある。

やんばるの森の玄関口として、多面的機能を有する森林の保全に努めるとともに、名護市の貴重な資源として観光振興等に活用する必要がある。

(3) 人口が集中する用途地域内の適正な土地利用

本市は用途地域内に人口が集中しているが、近年、中心市街地の人口減少や用途地域外での人口増加が見られる。当面、市全体の人口は増加傾向が続くが、令和12（2030）年以降は減少が予測されている。市街地の無秩序な拡大や中心市街地の空洞化が進めば、今後、中心市街地が衰退し、地域の活力が低下することが懸念される。

将来的な人口減少を見据え、人口が集中する用途地域内では都市機能の集積を図るとともに、北部圏域の住民ニーズに応えうる高次都市機能を備えた、安全で快適な土地利用を推進する必要がある。

(4) 開発に対する適切な土地利用コントロール

用途地域が指定されていない地域（白地地域）の大規模開発や、国道58号沿いの開発など、市街地が無秩序・無計画に広がりつつある（スプロール化現象）。

用途地域周辺白地地域におけるスプロール化を防止し、良好な居住環境や生活環境を形成できるよう、計画的に土地利用を誘導する必要がある。

(5) 本市及び北部圏域を牽引する魅力ある中心市街地の再生

人口集中地区の人口及び面積は増加傾向にある一方、人口密度は減少傾向にあり、中心市街地の人口密度低下によるまちの活力低下が懸念される。

商業・業務、交流、情報発信等の拠点としての賑わいづくりや、北部圏域の中心としての魅力づくりに資する土地利用を誘導することにより、中心市街地の再生を図る必要がある。

(6) 今後加速する農村集落の少子高齢化への対応

市全体の人口増加率は増加傾向で推移しているものの、東海岸地域や屋我地地域など市街地から離れた地域での人口減少率が高い。また、各地域に点在する農村集落では、少子高齢化が進んでいる。

今後も少子高齢化が加速する農村集落においては、それぞれの地域で安全で豊かな生活環境の形成を図るとともに、独自に発達した地域コミュニティを継承するため、地域コミュニティを支える拠点を形成することが必要である。

(7) 農業振興及び定住促進の取組を進める土地利用

農村集落では、海や山に囲まれた平坦な土地に農地と集落が共生した土地利用が営まれている。

これらの地域では、農業基盤の維持や優良農地の保全、観光業との連携等による多角的な農業展開等により農業を促進していくことが必要である。また、農業の振興に取り組みながら、定住人口や交流人口の受け入れ等、地域がそれぞれの特徴を活かしながら発展できるような土地利用を図ることが必要である。

(8) 山と海の景観を活かした観光・レクリエーション拠点の形成並びに、地域との共生のためのルール作り

本市はやんばるの森をはじめ、本市特有の自然環境や観光資源を有しているが、旅行の目的地となくにくいことや、周遊観光が進まないことなどが課題となっている。

山と海の景観を活かして、多くの観光客を惹きつけ、周遊観光の促進につながるような観光・レクリエーション拠点の形成が必要である。

一方、観光客が増加することにより、住民と観光客との間でトラブルが発生することを未然に防ぐため、観光客と住民とのエリアの明確化や住民から観光振興に対する合意を得られるようなルール作りを行うことも必要である。

(9) 指定文化財（天然記念物を含む。）及び埋蔵文化財包蔵地の保全

本市は、ひんぷんガジュマルや津嘉山酒造所施設をはじめ、多くの天然記念物や指定文化財を有しているが、人々の価値観の変化等によって歴史文化資源に対する認識が希薄化しつつある。

人々の心の拠り所となり、地域の連帯感を育んできた文化財等を次世代に守り活かしていくことが必要である。

2.2. 地域別の課題

2.2.1. 名護地域

各視点からの特徴や課題	地形	・市街地が形成されている低地・台地 ・名護湾南部にかけての丘陵地	
	人口分布と集落立地	・用途地域指定された市街地域に人口が集中し、高齢者が少なく生産年齢人口が多い ・瀬喜田地域では農村集落が立地	
	農業	・農業エリアと住宅エリア等が混在するエリアの計画的な土地利用	
	土地・環境に関連する法規制	・用途地域 ・森林地域、保安林 ・鳥獣保護区 ・自然公園地域(国定公園) ・海中公園地区 ・風致地区 ・砂防指定地 等	
	地域開発	・用途地域周辺の白地地域での開発が進行	
	指定文化財	・津嘉山酒造所施設(国) ・名護のひんぷんガジュマル(国) ・宮里前の御嶽のハスノハギリ林(県) ・名護番所跡のフクギ群(県) ・三府龍脉碑(名護博物館内)(県) ・轟の滝(県) ・名護小学校の「のぞみの像」(市) ・東江のミフクラギ(市) ・幸地又かうち原のハル石 ぬ(市) ・幸地又かうち原のハル石 ウ(市) ・許田のウバメガシ(市) ・許田の手水(市) ・瀬喜田小学校のセンダン(市) ・幸喜の柳(市)	
遺跡	・宮里古島遺跡 ・大西区遺物散布地(仮称) ・大堂原(ポードーバル)西遺跡 ・大堂原東遺物散布地(仮称) ・大中区土器出土地(仮称) ・名護貝塚 ・アパヌク貝塚 ・溝原(ミズバル)貝塚 ・溝原人骨出土地		・城(グシク)人骨出土地 ・城古銭出土地 ・ナングシク遺跡群 ・許田貝塚 ・イシグムイ遺物散布地(仮称) ・喜瀬山田原遺物散布地(仮称) ・部瀬名貝塚 ・部瀬名南遺跡
	土地利用全般からみた地域の課題		・人口が集中する用途地域内の適正な土地利用誘導 ・用途地域周辺白地地域のスプロール化防止 ・公園緑地等の整備保全を中心とした市街地の環境保全 ・小規模な農村集落の保全 ・瀬喜田地域での観光リゾート拠点の形成

2.2.2. 羽地地域

各視点からの特徴や課題	地形	・大規模な農地が広がる丘陵地 ・市中央部を走る脊梁山地	
	人口分布と集落立地	・国道 58 号沿道とその周囲に人口が集中 ・農村集落が分布し高齢者の割合が高い	
	農業	・農業エリアと住宅エリア等が混在するエリアの計画的な土地利用	
	土地・環境に関連する法規制	・用途地域 ・森林地域、保安林 ・鳥獣保護区 ・自然公園地域 ・砂防指定地 等	
	地域開発	・国道 58 号沿線エリアの開発	
	指定文化財	・操り獅子(国) ・改決羽地川碑記(県) ・我部祖河の高倉(県) ・古我知焼窯跡(県) ・源河の長者の大主(市) ・源河のウェーキ(市) ・真喜屋のサガリバナ(市) ・仲尾次アシャギ庭のヤブツバキ群生(市) ・川上の蔡温松(市) ・我部祖河仲ノ屋文書(市) ・古我知うちはら原のハル石(市) ・大湿帯のオキナワウラジログシ(市)	
	遺跡	・瀬洲村(シームラ)跡遺跡 ・源河大(ウー)グシク遺跡 ・真喜屋平田遺物散布地 ・真喜屋阿社義遺物散布地 ・阿波茶部遺物散布地 ・奥武原遺跡 ・上之御嶽遺跡 ・川之上(ハーヌウイ)遺跡 ・ウフ御嶽土器出土地(仮称) ・仲尾次上グシク遺跡 ・仲尾古村遺跡 ・親川グシク遺跡(羽地グシク)	・羽地間切番所跡 ・仲間(ナハマ)遺跡 ・田井等(テーヤ)遺跡 ・ヤトバラ殿遺跡 ・デーグシク遺跡 ・フガヤ遺跡 ・谷田(コクデン)遺跡 ・川上(ハーミー)遺跡 ・親(ウェー)グシク遺跡 ・振慶名遺物散布地(仮称) ・伊差川古島遺跡 ・古我知焼窯跡
土地利用全般からみた地域の課題		・遊休農地の利活用 ・ 国道 58 号沿道のスプロール化防止、適正な土地利用誘導 ・ 小規模農村集落の保全 ・高齢化する農村集落への対応 ・ やんばるの森など、森林地域の環境保全	

2.2.3. 屋部地域

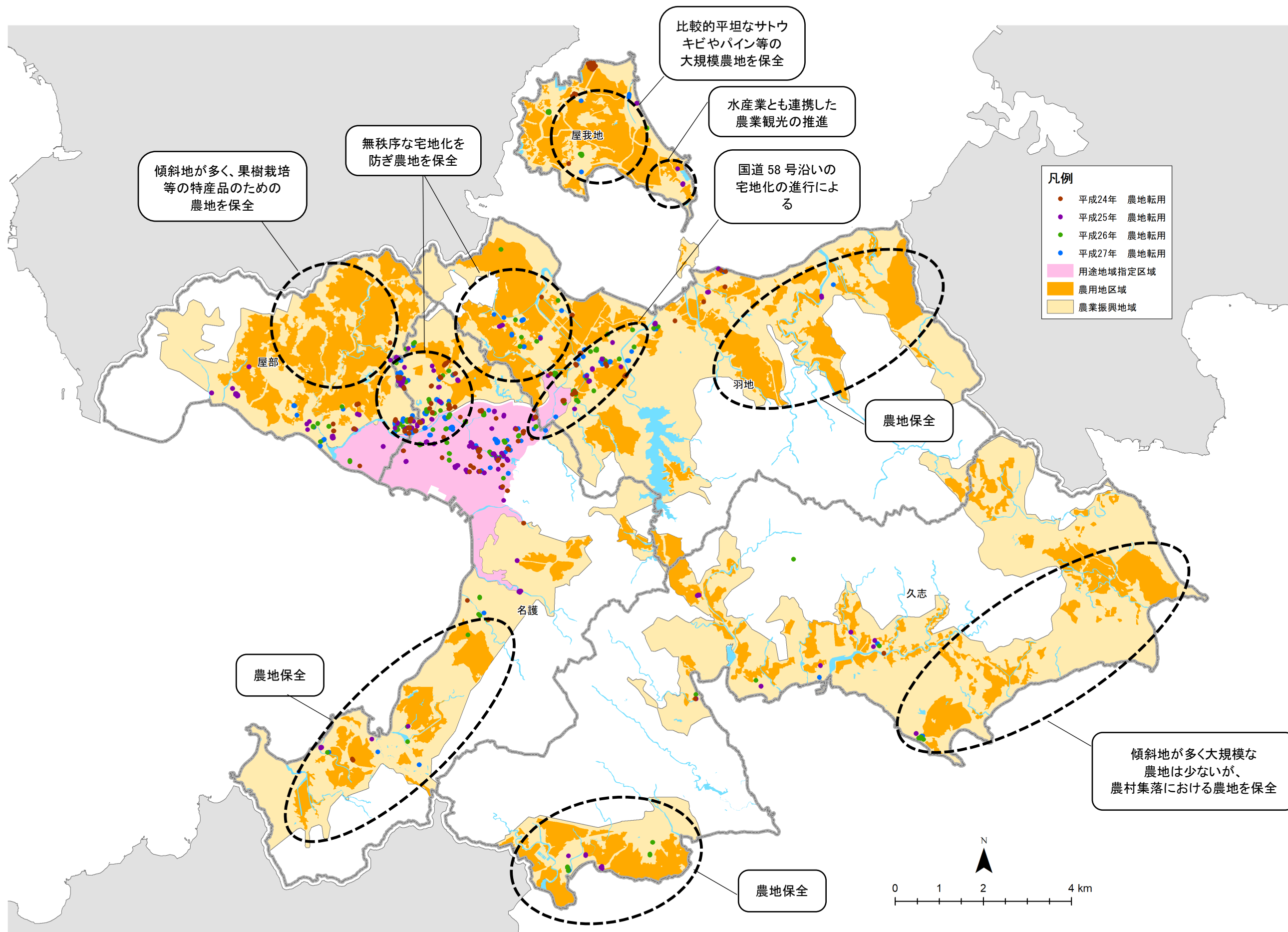
各視点からの特徴や課題	地形	・山地及び農地利用が進む丘陵地
	人口分布と集落立地	・用途地域とその周辺に人口が多い ・農村集落が点在
	農業	・農業エリアと住宅エリア等が混在するエリアの計画的な土地利用
	土地・環境に関連する法規制	・用途地域 ・森林地域、保安林 ・自然環境保全区域 ・砂防指定地 等
	地域開発	・用途地域周辺の白地地域での開発が進行
	指定文化財	・旧国頭農学校玄関(国) ・屋部の久護家(県) ・屋部の八月踊り(県) ・安和のくばのうたき(県) ・嘉津宇岳安和岳八重岳自然保護区(県) ・屋部小学校のデイゴ(市) ・安和の石橋(市) ・安和のウシデーク(市)
	遺跡	・安和貝塚 ・安和与那川原遺跡 ・部間権現青磁出土地(仮称) ・屋部前田原貝塚 ・屋部貝塚 ・東兼久原貝塚 ・屋部川口古瓦出土地 ・宇茂佐古島遺跡
土地利用全般からみた地域の課題		・適正な土地利用誘導 ・用途地域周辺白地地域のスプロール化防止 ・点在する農村集落の保全及び農業の活性化 ・都市型住宅エリアでの住環境形成 ・森林地域の自然環境保全(自然環境保全地域) ・採石場の景観修復

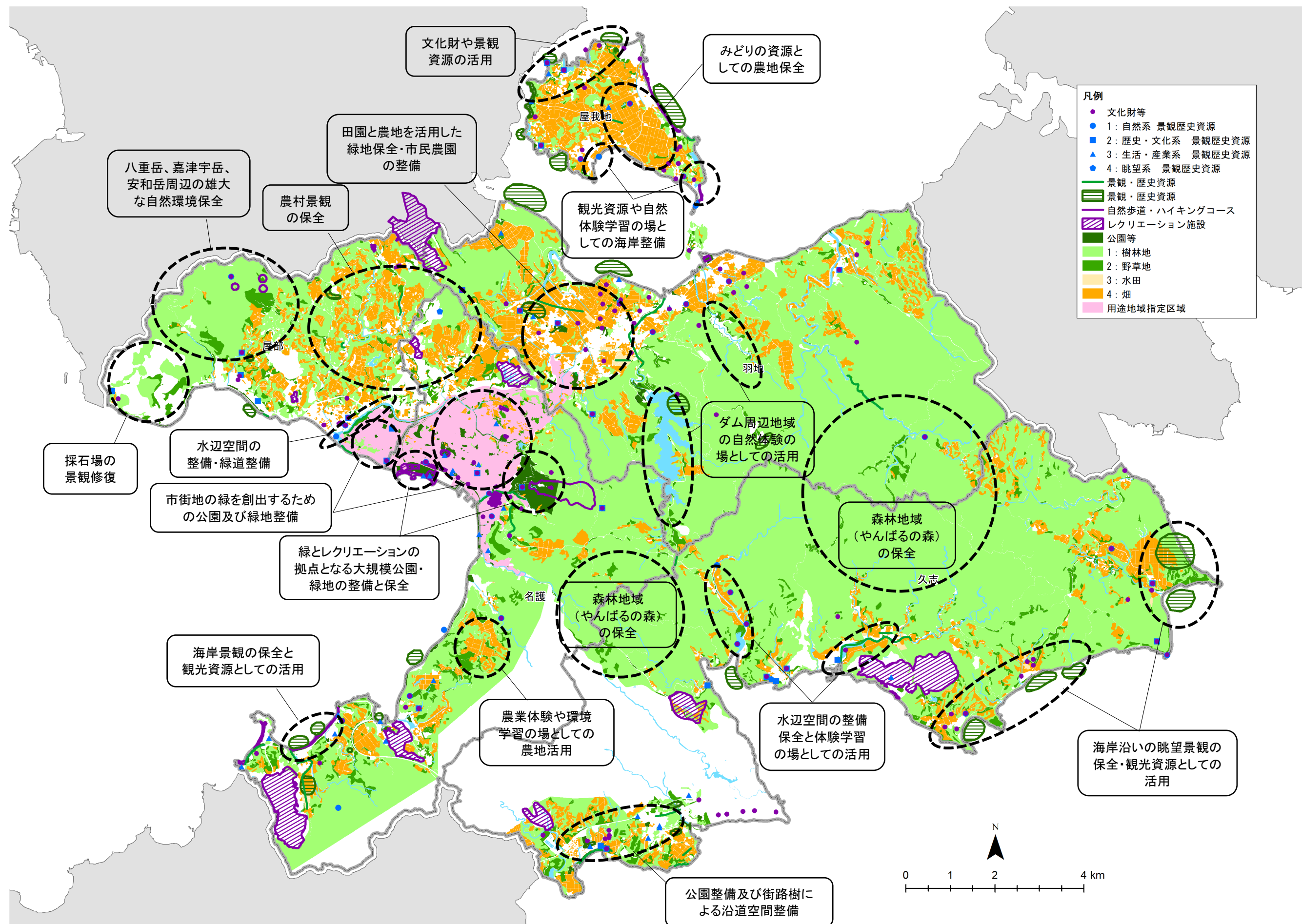
2.2.4. 久志地域

各視点からの特徴や課題	地形	・農地・森林を中心とした丘陵地 ・小規模な低地	
	人口分布と集落立地	・小規模な農村集落が多く高齢者の割合が高い	
	農業	・農業エリアと住宅エリア等が混在するエリアの計画的な土地利用	
	土地・環境に関連する法規制	・森林地域、保安林 ・砂防指定地 等	
	地域開発	・国道 331 号、329 号沿線の開発	
	指定文化財	・名護市嘉陽層の褶曲(底仁屋の褶曲)(国) ・名護市嘉陽層の褶曲(天仁屋バンサチの褶曲)(国) ・久志の観音堂(市) ・大浦のイチョウ(市) ・大浦のマングローブ林(市) ・久志間切番所ガー(市) ・瀬嵩さんたち原のハル石(市) ・安部拝所のガジマル(市) ・底仁屋の御神松(市) ・天仁屋ウッカーヌビジュル(市) ・天仁屋バンサチの火立跡(市)	
遺跡	・有津(アツ)遺跡 ・天仁屋原遺跡 ・ハサマ遺跡 ・嘉陽貝塚 ・嘉陽原(ハヨーパロー)遺跡 ・安部貝塚 ・北上原遺跡 ・上之島(ウイヌシマ)遺跡 ・嘉手刈村跡遺跡 ・思原(ウムイバル)遺跡 ・思原石器出土地 ・思原長佐久遺物散布地		・大又遺跡 ・大川田原遺物散布地(仮称) ・久志貝塚 ・上里グシク遺跡(久志グシク) ・久志古島遺跡 ・久志前田原水田遺跡 ・久志大川上流域生産遺跡 ・ヤニバマ遺物散布地 ・大浦崎収容所跡 ・美謝川集落関連遺跡群 ・長崎兼久遺物散布地 ・辺野古の一里塚
	土地利用全般からみた地域の課題		・小規模農村集落の保全 ・高齢化する農村集落への対応 ・森林地域の環境保全 ・観光、リゾート、レクリエーション拠点の形成 ・山と海からなる豊かな景観の保全 ・経済金融活性化特別エリアとしての適正な土地利用誘導 ・やんばるの森など、森林地域の環境保全

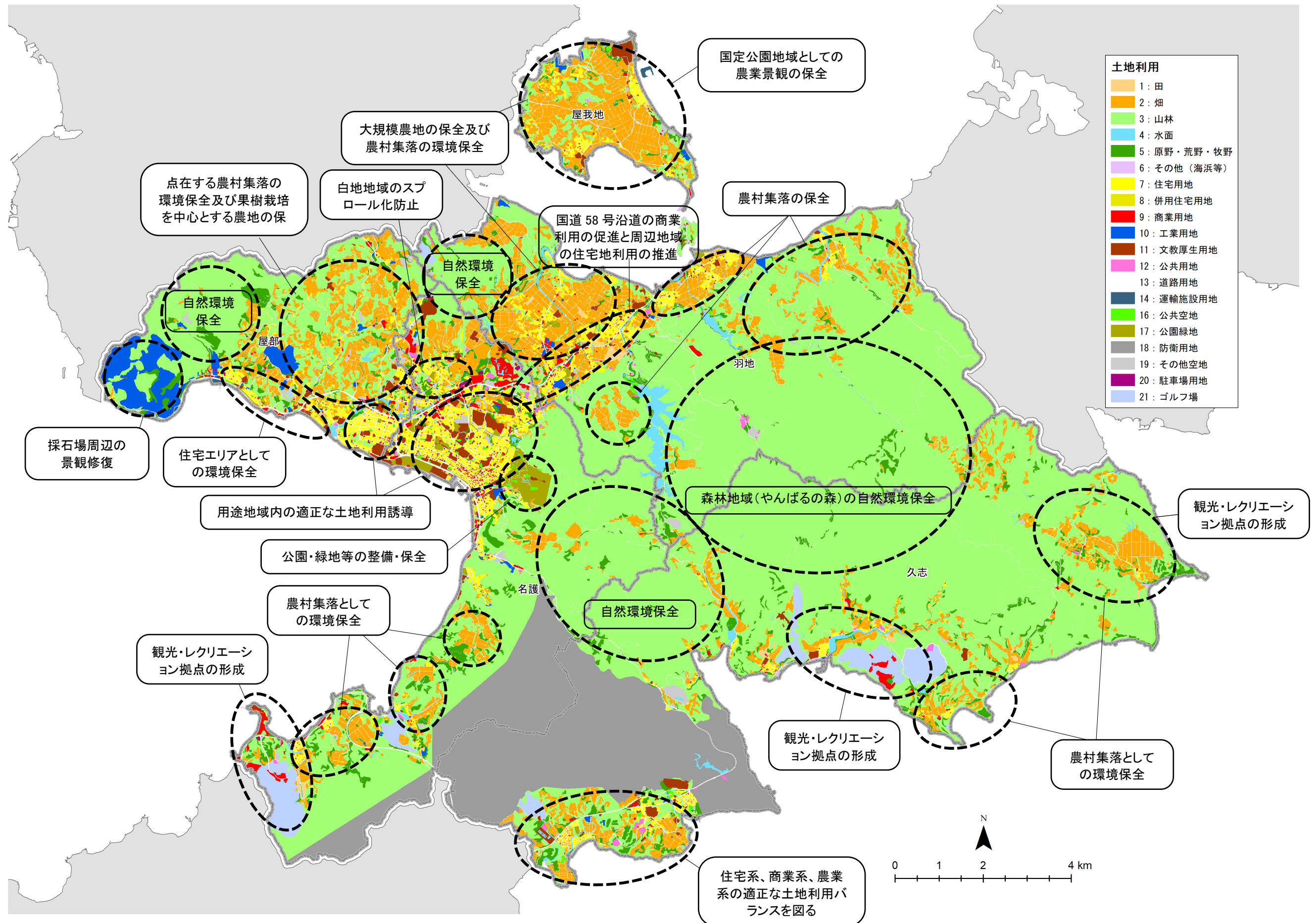
2.2.5. 屋我地地域

各視点からの特徴や課題	地形	・農地が広がる比較的平坦な台地・丘陵地
	人口分布と集落立地	・農村集落が分布し高齢者割合が高い
	農業	・農業エリアと住宅エリア等が混在するエリアの計画的な土地利用
	土地・環境に関連する法規制	・自然公園地域(国定公園) ・鳥獣保護区
	地域開発	・県道 110 号バイパス沿線の開発
	指定文化財	・運天原サバヤ貝塚(県) ・ウランダー墓(市) ・済井出のアコウ(市) ・我部の塩田跡(市) ・屋我地小学校のアコウ(市) ・屋我のコバティシ並木(市)
	遺跡	・運天原サバヤ貝塚 ・タキギター河口遺物散布地(仮称) ・済井出長佐久(ナガサク)貝塚 ・大堂原(ウフドーバル)貝塚 ・ハンタジー遺跡(仮称) ・大堂浜遺物散布地(仮称) ・饒平名シマヌハー御嶽遺跡群 ・ナンマー貝塚 ・アマグシク東方遺物散布地(仮称) ・屋我グシク遺跡群 ・墨屋原(スミヤバル)遺跡 ・墨屋原浜崎遺跡 ・我部塩田遺跡
	土地利用全般からみた地域の課題	・ 国定公園地域としての環境保全・景観保全 ・ 農村集落の保全 ・農的景観の保全と 観光・レクリエーションへの活用 ・高齢化する農村集落への対応 ・ 農業観光拠点としての整備促進 ・沖縄愛楽園土地等利活用





■土地利用全般から見た地域の課題



3. 土地利用計画

3.1. 土地利用区分

3.1.1. 第二次計画の土地利用区分

第二次計画では、「用域」「用地」「地区」に加え、「住区」の4つの区分法を採用した。

表 3-1 第二次計画における土地利用区分

区分	定義	種類	適用対象
用域	共通の性格・機能を有する一定程度以上の広がりを持つ土地の集合体である。原則として地筆界をもって互いに重複することなく区分され、かつ市全域を覆っている。	①生活用域	現在及び将来（10年後まで）において市街地・集落として利用される土地
		②農業用域	将来（10年後まで）においても農業を継続すると見込まれる農地及び関係林地
		③リゾート用域	地域の環境を大きく破壊することなく、また地域振興に役立つリゾート適地
		④地域環境保全用域	気候調整、赤土流出防止、生物保護など地域の環境保全に必要な土地、リザーブ用の土地
		⑤特定用域	軍用地
用地	用途・性格・境界がはっきりしており土地利用競合防止・開発抑制等のため独自の範囲を定めておく必要のあるもの。	①漁業用地	漁港区域の陸域
		②工業用地	工業用地
		③農業用地	地域環境保全用域内で事業が実施された小規模な農地
		④住居等用地	農業用域内の住宅用地
		⑤観光・レクリエーション用地	計画地を含む大規模公園及び観光・リゾート施設用地
		⑥保安林用地	森林法に基づく保安林指定用地
		⑦御嶽林用地	御嶽として指定されている樹林地
		⑧集落保護林用地	集落周辺急傾斜地の樹林
		⑨農地保全林用地	農地内またはその周辺の樹林地で土砂流出防止等のため保存が必要なもの
		⑩修景林用地	修景上極めて重要な樹林地
地区	用途の性格機能をより強化するために必要に応じて定めるもの。	①高度整備地区	生活用域内で重点整備が必要なゾーン
		②国定公園環境保全地区	地域環境保全用域内の国定公園特別地区
		③景観保全地区	地域環境保全用域内の景観上重要なゾーン
		④林業生産地区	地域環境保全用域内で林業適地が多いゾーン
		⑤スンジャガー水質悪化防止地区	地域環境保全用域内のスンジャガー集水ゾーン
住区	まちづくりの基本単位として、地理的・社会的に共通要素の多い幾つかの自治区を集めたもの。	①瀬喜田住区	瀬喜・幸喜・許田
		②東江住区	数久田・世富慶・東江・城・大東
		③名護住区	大中・大西・大南・港
		④大宮住区	宮里・為又
		⑤大北住区	大北
		⑥安和住区	山入端・安和・勝山
		⑦屋部住区	屋部・旭川・宇茂佐・中山
		⑧屋我地住区	屋我・饒平名・我部・済井出・運天原
		⑨源河住区	源河
		⑩真喜屋住区	仲尾次・真喜屋・稲嶺

区分	定義	種類	適用対象
住区	同上	⑪羽地住区	伊差川・山田・振慶名・田井等・親川・川上・仲尾
		⑫稲田住区	我部祖河・内原・古我知・呉我
		⑬久辺住区	久志・豊原・辺野古
		⑭久志住区	二見・大浦・大川・瀬嵩
		⑮汀原住区	汀間・三原
		⑯嘉陽住区	安部・嘉陽
		⑰天仁屋住区	底仁屋・天仁屋

3.1.2. 土地利用区分の見直し

土地利用計画は、本市の土地利用の基本的な方向付けを行うものであることを踏まえ、本計画では土地利用区分を次の考え方で見直す。

「用域」については、共通の性格・機能を有する一定程度以上の広がりを持つ土地の集合体で区分しており、本市の土地利用の基本的な方向を捉える区分としてふさわしいものであることから、基本的には第二次計画の「用域」を踏襲する。ただし、軍用地については、今後の土地利用方針が定めにくいことから、「用域」の区分から除外する。また、「用域」という呼称は分かりにくいいため、「ゾーン」に変更する。さらに、本計画で新たな区分として設定する「拠点」と文言を揃えるため、「リゾート用域」（リゾートゾーン）は「観光・レクリエーションゾーン」とする。

「用地」については、用途・性格・境界がはっきりした限定的な区分となることから、本計画では採用しないものとする。ただし、第二次計画の「用域」では、本市の貴重な財産であるやんばるの森に該当する山地が「地域環境保全用域」で一括りにされているため、「地域環境保全用域」を細分化し、第二次計画における「用地」の「保安林用地」に該当する森林等を「やんばるの森保全・活用ゾーン」とする。

「地区」については、用途の性格機能をより強化するために必要に応じて定めるもので、補助的な要素となっているが、第二次計画では「地区」による土地利用区分が行われていないため、本計画では採用しない。

新たな区分として、諸機能が集積し、中心的な役割を果たす本市の土地利用上重要となる地点を「拠点」として設定する。

「住区」については、第5次名護市総合計画の地域別計画に基づき、5地域（名護・羽地・屋部・久志・屋我地）の区分に変更する。

表 3-2 本計画における土地利用区分

区分	定義	種類	適用対象
ゾーン	共通の性格・機能を有する一定程度以上の広がりを持つ土地の集合体である。	①都市型住宅ゾーン	現在及び将来（10年後まで）において市街地及び市街地周辺で住宅地として利用される土地
		②農業ゾーン	将来（10年後まで）においても農業を継続すると見込まれる農地及び関係林地
		③観光・レクリエーションゾーン	地域の環境を大きく破壊することなく、また地域振興に役立つ観光・レクリエーション適地
		④地域環境保全ゾーン	気候調整、赤土流出防止、生物保護など地域の環境保全に必要な土地、リザーブ用の土地
		⑤やんばるの森保全・活用ゾーン	やんばるの森等の主に保安林用地
拠点	諸機能が集積し、中心的な役割を果たす本市の土地利用上重要となる地点である。	①都市拠点	都市機能が集積する中心市街地及び商業・流通機能が集積する国道 58 号沿道を中心とした周辺市街地であり、県北部の中核都市としての拠点
		②経済金融活性化拠点	情報通信、金融関連産業の立地、教育研究機関等の集積など新たな都市機能を導入した個性的な拠点
		③農村生活拠点	農地と集落が共生した土地利用を推進する農村集落として、地域コミュニティの核となる生活拠点
		④農業・観光拠点	豊かな農業環境を維持すると共に、農産物の加工、販売、食の提供等を通じた交流による農業・観光の拠点
		⑤観光・レクリエーション拠点	豊かな自然環境を生かした観光リゾートや体験・滞在型の観光・レクリエーション拠点
地域	まちづくりの基本単位として、名護市総合計画の地域区分に基づいたものである。	①名護地域	旧名護町の範囲
		②羽地地域	旧羽地村の範囲
		③屋部地域	旧屋部村の範囲
		④久志地域	旧久志村の範囲
		⑤屋我地地域	旧屋我地村の範囲

3.2. ゾーン別土地利用方針

3.2.1. 都市型住宅ゾーン

- 人口増加に対応して住宅地を確保し、定住促進を図る。
- 道路や供給処理施設等の都市基盤の充実、土地の高度利用、防災機能の強化、バリアフリー化及び緑化等を推進し、良好な住宅地を形成する。
- 将来的な人口減少を見据えて、老朽住宅の更新や空き家の活用を進める。

3.2.2. 農業ゾーン

- 優良な農地の保全と生産性の向上を図る。
- 遊休農地を解消し、農地の利活用を推進する。
- 果樹栽培が行われている農地において、農地保全型の土地改良を推進する。
- 農業体験・学習や貸し農園、農産物販売・加工施設等の充実を図る。

3.2.3. 観光・レクリエーションゾーン

- 沿道景観の整備や観光客の円滑な移動手段の確保等を進め、北部観光の中心となる魅力ある観光地を形成する。
- リゾートホテル、ビーチ、公園、ゴルフ場等の観光・レクリエーション施設が集中する海岸沿い等において、貴重な海洋資源の保全・活用を進める。

3.2.4. 地域環境保全ゾーン

- 地域本来の生物多様性の保全・回復のため、森林や河川環境の保全を図る。
- 急斜面地等の森林保護及び自然環境の保全を図る。

3.2.5. やんばるの森保全・活用ゾーン

- やんばるの森の玄関口として森林が広がる地域（主に保安林用地）では、水源涵養や貴重な動植物の生息空間としての機能を有する自然環境の保全を図る。
- 貴重な森林資源を活用するため、自然体験・学習や観光・レクリエーションの場としての活用を促進する。

3.3. 拠点別土地利用方針

3.3.1. 都市拠点

- 居住、行政、商業・業務、産業、教育、歴史・文化、福祉等の都市機能や北部圏域の住民ニーズに応えうる高次都市機能が集積し、人・物・情報が行き交う本市及び北部圏域を牽引する魅力ある中心市街地を再生する。
- 国道 58 号沿道等では、中心市街地との役割分担を図りながら、大型商業施設や流通施設等の集積を図り、産業振興を促進する。

3.3.2. 経済金融活性化拠点

- 中心市街地との機能分担や連携を進め、本市における個性的な経済金融活性化拠点の形成を誘導する。
- 住宅地や生活基盤の整備、金融・情報、産業、教育・研究等の多分野にわたる企業立地等により都市機能の強化を図る。

3.3.3. 農村生活拠点

- 豊かな自然環境を活かし、土地利用を推進する農村集落では、各地域のコミュニティの維持を図るための生活拠点を形成する。
- 地域の特徴を活かし、住みやすく魅力ある農村集落を形成するため、道路や排水等の生活基盤の充実を図る。

3.3.4. 農業・観光拠点

- 特色のある農地と、周遊型観光地としてのポテンシャルの高さ等の地域の特徴を活かし、農業体験・学習、農作物加工・販売、交流促進、環境に配慮した農業の推奨等、農業の展開を図ることにより、農業・観光拠点の形成を進める。

3.3.5. 観光・レクリエーション拠点

- 美しい海岸線やビーチ、マングローブ林等の自然資源や歴史文化資源を活用し、市民や来訪者が親しみ、体験できる場を充実したものにすることで、観光・レクリエーション拠点としての機能向上を図る。

3.4. 土地利用計画図

ゾーン別・拠点別土地利用方針に基づき、各種取組を推進することで形成される土地利用のイメージを概念的に示す。

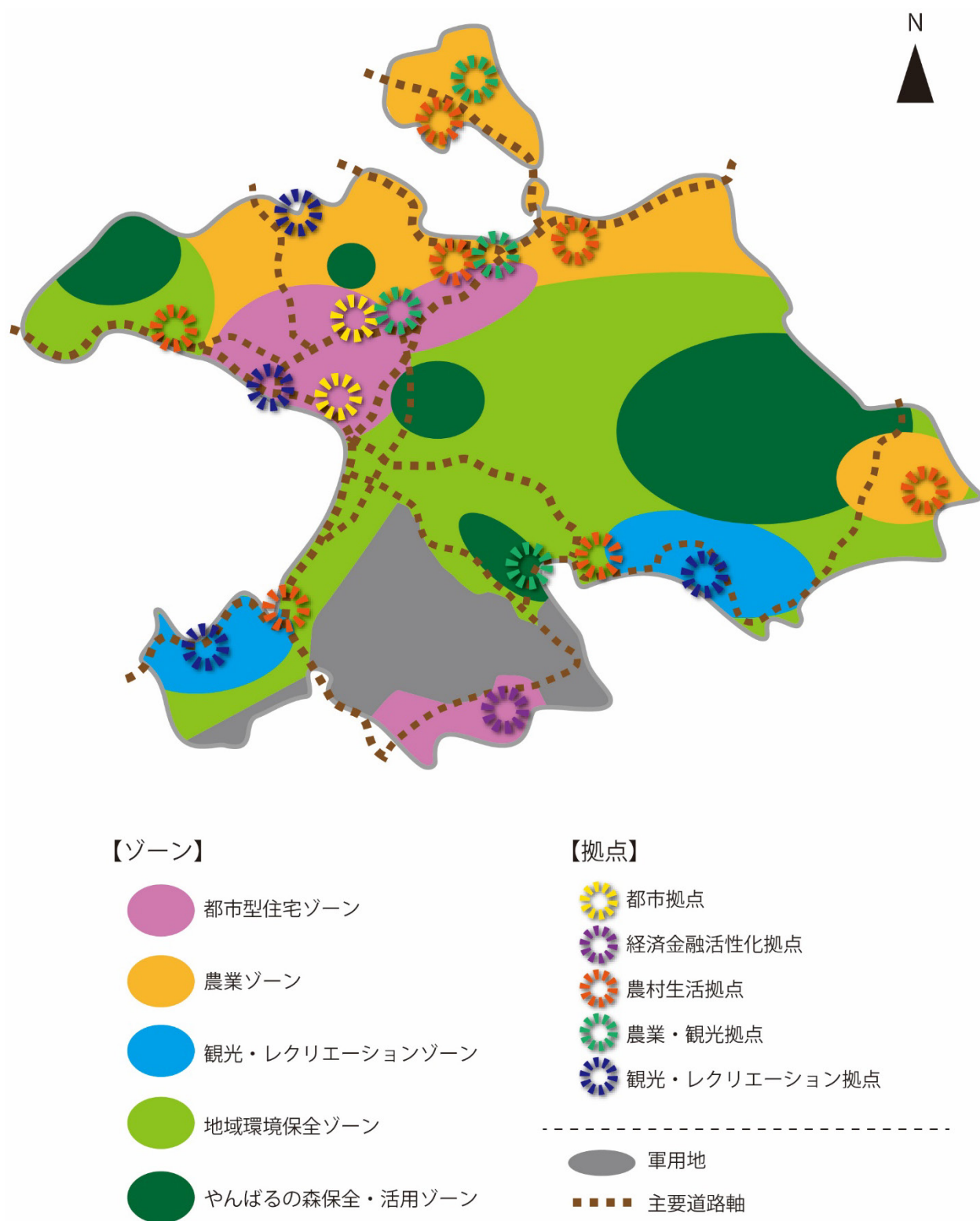


図 3-3 土地利用計画図（イメージ）

※主要道路軸は、国道・県道の主要な道路を掲載している。
また、土地利用計画図は、土地利用イメージの概念図であるため、実際の面積や表記とずれが生じる。

4. 地域別土地利用計画

地域別の基本的な土地利用方針を以下に示す。

4.1. 名護地域

(1) 北部圏域を牽引する都市拠点の形成

- 商業・業務機能の更なる誘導や、賑わいを生み出す市場・商店街、地域商店の形成等により魅力ある中心市街地を再生する。
- 交通利便性の向上のため、交通結節点の機能強化を図る。

(2) 地域の実情に応じた居住環境の形成

- 既存住宅地における居住環境の向上を図るとともに、新規住宅地の計画的な土地利用誘導を図る。
- 用途地域周辺の白地地域においてスプロール化を防止し、適切な土地利用の誘導を図る。
- 自然環境と調和した安全・安心・文化的な生活環境を確保する。

(3) 豊かな自然環境との共生と魅力的な観光地の形成

- やんばるの森及び海岸資源を保全するとともに、名護湾や周囲に連なる緑豊かな山々等の豊かな自然環境との共生を推進する。
- 豊かな自然環境を活かして、観光リゾート機能の強化や水辺環境の活用、農業との連携等を図り、魅力ある観光地を形成する。

(4) 地域固有の歴史文化の保全・活用

- 地域の魅力・活力向上のため、様々な文化財や遺跡等の歴史文化資源の保全・活用を図る。

4.2. 羽地地域

(1) 沿道利用の適切な誘導

- 国道 58 号沿道におけるスプロール化を防止しつつ、商業施設や生活利便施設等の立地を図り、沿道利用の適切な誘導を進める。

(2) 地域の実情に応じた居住環境の形成

- 既存住宅地における居住環境の向上を図るとともに、新規住宅地の計画的な土地利用誘導を図る。
- 自然環境と調和した安全・安心・文化的な生活環境を確保する。

（３）豊かな自然環境と優良農地の保全

- やんばるの森の保全・活用を図る。また、これらの豊かな自然環境を貴重な地域資源として活用する。
- 優良な農地を保全し、海や山に囲まれた平坦な土地に農地と集落が共生した土地利用を推進する。
- 農業基盤の維持・保全、遊休農地の解消を図り、農業体験・学習や貸し農園等を促進する。

（４）地域固有の歴史文化の保全・活用

- 地域の魅力・活力向上のため、様々な文化財や遺跡等の歴史文化資源の保全・活用を図る。

4.3. 屋部地域

（１）豊かな自然環境と優良農地の保全

- やんばるの森の保全・活用を図る。また、これらの豊かな自然環境を貴重な地域資源として活用する。
- 優良な農地を保全し、海や山に囲まれた平坦な土地に農地と集落が共生した土地利用を推進する。
- 農業基盤の維持・保全、遊休農地の解消を図り、農業体験・学習や貸し農園等を促進する。

（２）地域の実情に応じた居住環境の形成

- 用途地域周辺の白地地域においてスプロール化を防止し、適切な土地利用の誘導を図る。
- 人口増加に対応して住宅地を確保し、定住促進を図る。
- 自然環境と調和した安全・安心・文化的な生活環境を確保する。

（３）採石場の跡地利用

- 採石場の周辺では修景に向けた取組を推進する。

（４）地域固有の歴史文化の保全・活用

- 地域の魅力・活力向上のため、様々な文化財や遺跡等の歴史文化資源の保全・活用を図る。

4.4. 久志地域

(1) 豊かな自然環境と優良農地の保全

- やんばるの森の保全・活用を図る。また、これらの豊かな自然環境を貴重な地域資源として活用する。
- 優良な農地を保全し、海や山に囲まれた平坦な土地に農地と集落が共生した土地利用を推進する。
- 農業基盤の維持・保全、遊休農地の解消を図り、農業体験・学習や貸し農園等を促進する。

(2) 経済金融活性化拠点と良好な居住環境の形成

- 住宅地や生活基盤の整備、金融・情報、産業、教育・研究等の多分野にわたる企業立地等により地域の都市機能の強化を図る。
- 既存住宅地における居住環境の向上を図るとともに、新規住宅地の計画的な土地利用誘導を図る。
- 自然環境と調和した安全・安心・文化的な生活環境を確保する。

(3) 美しい海岸線とやんばるの森を活かした観光振興

- 海と山からなる美しい自然景観の保全・活用を図る。
- 豊かな自然環境を活かして、観光リゾート機能の強化や水辺環境の活用、農業との連携等を図り、魅力ある観光地を形成する。

(4) 地域固有の歴史文化の保全・活用

- 地域の魅力・活力向上のため、様々な文化財や遺跡等の歴史文化資源の保全・活用を図る。

4.5. 屋我地地域

(1) 豊かな自然環境の保全

- オヒルギ林や防風林等の海岸植生やビーチ等の海洋環境の保全・活用を図る。また、これらの豊かな自然環境を貴重な地域資源として活用する。

(2) 地域の実情に応じた居住環境の形成

- 自然環境と調和した安全・安心・文化的な生活環境を確保する。

(3) 農業・観光機能の強化

- 優良な農地を保全し、海や山に囲まれた平坦な土地に農地と集落が共生した土地利用を推進する。
- 農業基盤の維持・保全、遊休農地の解消を図る。
- 農業体験・学習、農作物加工・販売、交流促進、環境に配慮した農業の推奨等、農業の展開を図ることにより、農業・観光拠点の形成を進める。

(4) 未利用地の活用

- 一部施設・土地等が未利用となっている沖縄愛楽園の土地等の有効活用を図る。

(5) 地域固有の歴史文化の保全・活用

○地域の魅力・活力向上のため、様々な文化財や遺跡等の歴史文化資源の保全・活用を図る。